

令和 7年12月26日  
奈良県上北山村総務課

## 職員の懲戒処分について

本日、12月26日（金）付けで、本村職員を懲戒処分といたしました。

1. 被処分者 企画政策課 主事補 20代

2. 処分年月日 令和7年12月26日（金）

3. 処分内容 懲戒免職

### 4. 事業の概要

- (1) 被処分者は、令和5年9月1日から10月2日の間、自ら管理していた地域振興課（現企画政策課）親睦会の通帳から理由なく5回金銭を引き出し、計690,000円の横領を行った。
- (2) 被処分者は、令和6年9月19日から令和7年3月5日の間、自ら管理していた上北山村地域活性化イベント実行委員会の通帳から理由なく5回金銭を引き出し、計993,860円の横領を行った。（但し、内2回、計600,000円については令和7年6月27日付けで停職6か月の懲戒処分（不適正な業務執行）済み。）
- (3) 上記(1)及び(2)の各行為は、令和6年11月下旬頃、被処分者が令和7年3月31日付けでの退職の意向を示したため、令和7年3月上旬より引継ぎ業務を実施する中で、被処分者が管理している通帳に不明瞭な金銭の出入りがあったことから、現在まで調査を進めていたものである。
- (4) (2)に記載のとおり、上北山村地域活性化イベント実行委員会被害額の内600,000円については、本人が紛失したことを認めたため、6月27日付けで停職6か月の懲戒処分（不適正な業務執行）済み。
- (5) 今回、上記(1)及び(2)の各行為のうち上記(4)の処分済みの行為を除いた8回の出金行為について横領と認定し、懲戒免職処分としたものである。
- (6) 被処分者は、使途不明金額の全額について分割での返済の意思があり、被害を受けた団体の代表と分割弁済契約を締結済み。12月26日時点で地域振興課親睦会に300,000円、上北山村地域活性化イベント実行委員会に300,000円が返済されている。

## 5. 処分の理由

事案の概要にある各非違行為は、地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号に該当するため。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

## 6. 村長の給料の減額とその期間

10分の3に相当する額を6ヶ月減ずる条例（改正）案を令和8年3月議会に提出する予定。

## 7. 関係する上司の職にあった者への処分

### (1) 被処分者と処分内容

- ① 元企画政策課 課長（現 外郭団体出向） 戒告
- ② 企画政策課 主幹 戒告
- ③ 元企画政策課 主幹（現 外郭団体出向） 戒告

### (2) 処分理由

地方公務員法第29条第1項第2号に該当するため。

## 8. 今後の対応

- (1) 令和7年7月1日に制定した「上北山村準公金取扱規程」の遵守。
- (2) 職員対象のコンプライアンス研修の実施。

問い合わせ先

上北山村 総務課

TEL:07468-2-0001 FAX:07468-3-0265